

令和4年第3回羅臼町議会臨時会（第1号）

令和4年5月18日（水曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 町長行政報告
 - 日程第 5 報告第2号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第 6 報告第3号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第 7 報告第4号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第 8 報告第5号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第 9 報告第6号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第10 議案第34号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 日程第11 議案第35号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 日程第12 議案第36号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 日程第13 議案題29号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第14 議案題30号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第15 議案第25号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
 - 日程第16 議案第26号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
 - 日程第17 議案第27号 令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
 - 日程第18 議案第28号 令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
 - 日程第19 議案第31号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について
 - 日程第20 議案第32号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第21 議案第33号 財産の取得につて
-

○出席議員（9名）

議長	10番	佐藤	晶君	副議長	9番	小野	哲也君
	1番	加藤	勉君		2番	田中	良君
	3番	高島	譲二君		5番	坂本	志郎君
	6番	松原	臣君		7番	村山	修一君
	8番	鹿又	政義君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋	稔君	副町長	川端	達也君
教育長	石崎	佳典君	企画振興課長	八幡	雅人君
総務課長	本見	泰敬君	税務財政課長	対馬	憲仁君
税務担当課長	飯島	東君	環境生活課長	長岡	紀文君
保健福祉課長	福田	一輝君	保健・国保担当課長	洲崎	久代君
産業創生課長	大沼	良司君	まちづくり担当課長	湊	慶介君
建設水道課長	佐野	健二君	学務課長	平田	充君
社会教育課長	野田	泰寿君	会計管理者	鹿又	明仁君

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長	松崎	博幸君	議会事務局次長	堺	勝敏君
--------	----	-----	---------	---	-----

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。

定足数に達しておりますので、令和4年第3回羅臼町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会期中における議場内でのマスクの着用並びに出入口3か所を開放いたします。

ただし、発言時には、一定の距離を確保した上でマスクを外すことも許します。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番村山修一君及び8番鹿又政義君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

◎知床観光船遭難事故に伴う「黙禱・追悼の言葉」

○議長（佐藤 晶君） 議事審議に入る前に皆様をお願いを申し上げます。

去る4月23日、知床半島沖合で起きました知床観光船の遭難事故において、多くの尊い人命が失われました。

犠牲となられました方々に哀悼の意を表するために1分間の黙禱をささげ、御冥福をお祈りすることといたしますので、よろしく願いをいたします。

○議会事務局長（松崎博幸君） 皆様、御起立をお願いします。

それでは、黙禱を行います。

黙禱。

（黙 禱）

黙禱を終わります。

皆様、御着席ください。

○議長（佐藤 晶君） 一言述べさせていただきます。

このたびの知床観光船の遭難事故におきましては、近年では記憶にないほどの惨事となりました。

事故により尊い命をなくされました14名の方々、また、大切な御家族を失われた方々におきましても、その悲しみはひとしおのことと存じます。心より哀悼の意を表するところであります。

今なお12名の方々の安否が分からない状況であり、関係機関による懸命な捜索活動も連日続けられているところであります。一刻も早く、また1人でも多くの方々が発見されることを切に願うばかりであります。

羅臼町議会を代表いたしまして、事故に遭われました皆様方に対し、心よりお見舞いを申し上げ、慰霊の言葉とさせていただきます。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、2件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、先ほど黙禱をささげさせていただきました観光船の沈没事故についてであり

ます。

4月23日に発生しました斜里町ウトロ海域での観光船沈没事故については、乗員・乗客26名のうち14名が発見されておりますが、いずれも死亡が確認されております。

また、12名がまだ行方不明となっております。

お亡くなりになられた方々、また、御家族、御親族の方々に心からのお悔やみと、いまだ発見に至っていない行方不明者の早期発見を願ってやみません。

事故が発生して数日後であります、斜里町の馬場町長から「今回の事故で羅臼町の方々に多大なる御迷惑をおかけしました。また、羅臼漁業協同組合の皆様や羅臼町観光船協議会などの船にて捜索に協力をいただいていることに感謝を申し上げます」と御連絡をいただきました。

私からは、「同じ知床の地に住む者として、人ごとではありませんので、今後もできる限りの協力をさせていただきますし、全員が一日も早く御家族の元へお帰りになることを願っています」とお伝えをさせていただきました。

本日でちょうど25日になりますが、羅臼町としても引き続き協力をしてまいりたいと思います。

また、今後このような事故を繰り返すことのないよう、いま一度安全確認の徹底を図るとともに、関係者との連携を強化し、必要な対策をしてまいります。

2件目は、火災の発生についてであります。

令和4年中2件目の火災が発生しておりますので御報告いたします。

この火災は令和4年4月13日水曜日、午前5時42分に覚知した海岸町、小林廣幸さん所有の加工場兼倉庫火災であり、所有者の家族から通報を受け、消防署から3台の消防車が出動しました。

初動で1、4、5分団が出動しており、現場からの要請で2分団が第2出動していません。

先着した職員により消火活動を実施、近隣の消火栓及び海水を使用し、放水を実施しております。

死傷者はありません。

午前9時に火炎及び延焼のないことを確認し、鎮火といたしました。

なお、火災原因については、建物内部の一部の焼損について原因が特定できなかったため不明としております。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第 5 報告第2号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 報告第2号専決処分した事件の承認について議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の1ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分した事件の承認について。

また、この後の報告第3号から第6号、また、その後の議案第34号、35号、36号の人事案件につきましては私から、議案第29号、30号、議案第25号から28号までと議案第31号、32号、33号につきましては副町長及び担当課長より説明をさせますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

2ページをお願いします。

専決処分書、令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、令和4年3月31日であります。

3ページをお願いします。

令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和3年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,322万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億4,339万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

第2条は、地方債の補正であります。

地方債の変更は第2表地方債補正による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入であります。

2款地方譲与税94万円を追加し、1,862万5,000円。

1項地方揮発油譲与税14万8,000円を追加し、464万8,000円。

2項自動車重量譲与税79万2,000円を追加し、1,329万2,000円。

3款1項利子割交付金7万3,000円を減額し、42万7,000円。

4款1項配当割交付金65万8,000円を追加し、215万8,000円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金160万7,000円を追加し、260万7,000円。

6款1項法人事業税交付金568万8,000円を追加し、728万8,000円。

7款1項地方消費税交付金3,068万9,000円を追加し、1億3,668万9,000円。

8款1項環境性能割交付金22万円を減額し、128万円。

9款地方特例交付金93万3,000円を追加し、3,323万9,000円。

1項地方特例交付金93万3,000円を追加し、243万3,000円。

10款1項地方交付税5億1,706万2,000円を追加し、24億3,947万6,000円。内訳としまして、普通交付税が4億3,779万5,000円の追加で、特別交付税が7,926万7,000円の追加となります。

ここまでの2款地方譲与税から10款地方交付税までにつきましては、譲与税や交付金、交付税の確定によるものでございます。

12款分担金及び負担金270万2,000円を減額し、6,968万1,000円。

2項負担金270万2,000円を減額し、5,972万4,000円。羅臼地区地域水産物供給基盤整備事業や深層水取水管増設工事、さらに漁港改修局改事業、これらの事業費の確定に伴い、地元負担金の減額となります。

14款国庫支出金6,326万8,000円を減額し、5億243万7,000円。

1項国庫負担金620万2,000円を減額し、1億6,846万3,000円。内訳につきましては、小規模保育事業給付費116万円、障がい者自立支援医療費225万円、障がい者補装具費67万円、新型コロナウイルスワクチン接種対策として180万9,000円は、それぞれ負担金額の確定による減額でございます。

また、児童手当制度改正実施円滑化事業負担金31万3,000円が減額で、国庫負担金への組替えとなります。

2項国庫補助金5,706万6,000円を減額し、3億3,180万8,000円。社会保障・税番号制度システム整備事業及びマイナンバーカード交付事務の事業費確定により79万1,000円が追加、また、先ほどの国庫交付金で減額しました児童手当制度改正実施円滑化事業負担金31万3,000円が追加、次に、合併浄化槽設置事業119万7,000円、養育医療給付費18万円、深層水取水管増設工事に関わる水産業競争力強化緊急施設整備事業382万円、シレココ・プロジェクト事業の国立公園・温泉地等滞在推進型事業で67万5,000円、幼稚園と小学校のLED化改修工事における学校施設環境改善交付金が227万1,000円、さらに、放課後児童クラブにおける子ども子育て支援交付金で107万7,000円、住民税非課税世帯臨時特別給付金856万5,000円、低所得者子育て世帯に対する臨時給付金139万6,000円が、それぞれ事業費の確定による減額となります。

さらに、昨年の第4回定例会及び本年第1回臨時会におきまして、子育て世帯臨時特別

給付金に関わる経費を補正させていただき、事業を進めてきましたが、対象者数を多く見込んだことにより3,898万9,000円が減額となります。

15款道支出金491万4,000円を減額し、1億5,592万8,000円。

5ページになります。1項道負担金188万5,000円を減額し、8,324万8,000円。内訳につきましては、小規模保育事業給付金42万5,000円、障がい者自立支援医療費112万5,000円、障がい者補装具費33万5,000円が事業費の確定による減額となります。

2項道補助金302万9,000円を減額し、5,964万2,000円。この内訳につきましては、防災備蓄品購入による北方領土隣接地域補助金として47万円、重度心身障がい者医療給付費補助金46万3,000円、ひとり親家庭等医療給付費補助金20万9,000円、放課後児童クラブの子ども子育て支援交付金107万7,000円、乳幼児等医療費及び養育医療費補助金が81万円、これらが事業費確定による減額となります。

17款1項寄附金5,300万円を減額し、4億4,841万6,000円。これにつきましては、ふるさと納税の寄附額の確定による減額となります。

なお、令和3年度のふるさと納税寄附額は約4億4,068万4,000円となる見込みでございます。

18款繰入金1項基金繰入金1億1,822万1,000円を減額し、4億1,522万9,000円。内容につきましては、歳入歳出総額の確定に伴いまして、財政調整基金へ繰り入れする必要がなくなったことで、1億954万5,000円の減額、また、町営住宅の修繕料、長寿命化工事の事業費確定により、その財源としておりました公共施設整備基金繰入金203万5,000円を減額、文教施設整備基金繰入金につきましては、幼稚園と小学校のLED改修工事の国庫補助、地方債が減額したことにより、1,036万5,000円を増額しております。

さらに、知床・羅臼まちづくり基金繰入金につきましては、深層水取水管増設工事、地域活性化補助金、さらに合併処理浄化槽整備事業などの事業費確定によりまして、その財源としておりました当該繰入金1,700万6,000円を減額しております。

19款1項繰越金1億942万9,000円を減額し、1,000円。例年、歳出の財源調整のため、その財源を繰越金に求めて予算化しておりましたが、歳入見込額の増額により、令和3年度当初の繰越金予算額のほぼ全額の1億942万9,000円を減額するものでございます。

20款諸収入2,097万1,000円を追加し、7,946万7,000円。

3項雑入2,097万1,000円を追加し、7,424万1,000円につきましては、宝くじ交付金234万円の増額。北方領土隣接地域振興等事業補助率差額交付金として1,903万円の増額。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金39万9,000円が減額であり、これらは事業費確定によるものでございます。

21款1項町債4,350万円を減額し、6億7,004万5,000円。これは、防災

行政無線デジタル化整備事業債2,940万円、じん芥収集車更新事業債220万円、漁港改修局改事業債50万円、町道整備事業債140万円、小学校LED改修事業債560万円、幼稚園LED改修事業債250万円、給食センター備品更新事業債190万円が、それぞれ事業費確定により、起債の借入額が減額となるものでございます。

歳入合計1億8,322万1,000円を追加し、56億4,339万1,000円となるものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費3億1,016万9,000円を追加し、18億9,719万1,000円。

1項総務管理費3億4,059万5,000円を追加し、15億4,384万8,000円。内訳につきましては、最初に積立金であります。令和3年度の留保財源を5億1,500万円を予定しており、そのうち4億円を積立可能額として試算しております。この4億円の内訳につきましては、今後の各種施設整備に備えて、2分の1の2億円を公共施設整備基金へ積立て、また、教育施設の整備に備えて、5,000万円を文教施設整備基金へ積立て、さらに地方債の今後の償還額の増加に備え、1億5,000万円を減債基金へ積立てさせていただきます。そのほかにつきましては、町バス運行に関わる減収分負担金79万9,000円の減額は、事業費確定によるものでございます。地域振興に要する経費51万8,000円、さらに公用車管理に要する経費69万円は、新型コロナウイルスの影響によります会議等の中止や会議の規模縮小による減額となっております。電算システム運用に要する経費104万1,000円の減につきましては、システム機器の入札減などによるものでございます。また、地域提案型事業に要する経費192万3,000円、ふるさと納税に要する経費5,300万円が、それぞれ事業費確定による減額となるものでございます。さらに、ガバメントクラウドファンディング活用支援事業の募集寄附額が目標額を下回ったことにより、143万4,000円が減額となります。

3項戸籍住民基本台帳費6万7,000円を減額し、1,118万5,000円。マイナンバーカード交付事業補助金額が確定したことにより52万7,000円の追加と、戸籍電算システムにおける北海道自治体情報システム協議会負担金の確定により59万4,000円が減額となります。

7項防災費3,035万9,000円を減額し、3億2,603万9,000円。防災行政無線デジタル化整備工事2,912万9,000円、この工事の管理委託料27万7,000円、さらに防災備蓄品など95万3,000円が、それぞれ入札減による減額となります。

3款民生費6,318万8,000円を減額し、6億1,453万5,000円。

1項社会福祉費2,079万4,000円を減額し、4億5,788万5,000円。住民税非課税世帯等臨時特別給付金901万円、介護福祉実務者研修支援事業56万3,000円、障がい者自立支援事業扶助費584万円、重度心身障がい者医療扶助費92万6,

000円、ひとり親家庭医療扶助費41万9,000円、介護保険事業特別会計繰出金403万6,000円が、それぞれ事業費確定による減額でございます。

2項児童福祉費4,239万4,000円を減額し、1億5,656万2,000円。小規模保育事業に要する経費200万9,000円、低所得者の子育て世帯に対する給付金139万6,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。また、子育て世帯臨時特別給付金3,898万9,000円の減額につきましては、先ほど歳入で御説明したとおり、対象者数を多く見込んだことによる減額であります。今後、事務を進める中で、事務的な確認事項を徹底するように努めてまいりたいと思っております。

4款衛生費2,569万7,000円を減額し、7億8,327万4,000円。

1項保健衛生費1,305万4,000円を減額し、3億1,553万6,000円。生活習慣病、がん検診に要する経費で210万円の減額、これは新型コロナなどの影響により総合検診が中止となったところによるものでございます。各種予防接種に要する経費271万8,000円、高齢者インフルエンザ予防接種49万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種211万6,000円、さらに地球温暖化対策活動推進事業39万9,000円、乳幼児等医療扶助費179万9,000円、合併処理浄化槽普及事業319万5,000円、野生鳥獣保護に要する経費23万3,000円が、それぞれ事業費の確定による減額となります。

3項清掃費1,264万3,000円を減額し、4億6,070万1,000円。この内訳につきましては、し尿処理負担金で45万7,000円、根室北部廃棄物処理広域連合負担金198万7,000円につきましては、負担金の確定による減額でございます。また、空き缶プレス器59万4,000円の減額とじん芥収集車購入169万7,000円の減額につきましては、いずれも入札減によるものでございます。一般廃棄物処理に要する経費790万8,000円は、生ごみ処理委託料や新しくなったごみ袋作製など、事業費確定による減額となります。

5款農林水産業費922万4,000円を減額し、1億3,435万円。

3項水産業費922万4,000円を減額し、1億957万5,000円。羅臼地区地域水産物供給基盤整備事業71万1,000円が、負担額の確定による減額。また、深層水取水管増設工事の契約額の確定により764万円の減額、さらに漁港改修局改事業の事業費確定により87万3,000円の減額となります。

6款1項商工費100万4,000円を減額し、1億5,218万円。内容につきましては、世界自然遺産保護管理に要する経費32万9,000円が、新型コロナの影響による旅費の減額でございます。また、ルサ地区シレココ・プロジェクト事業67万5,000円が、事業費確定による減額となります。

7款土木費132万2,000円を減額し、2億7,653万4,000円。

2項道路橋りょう費132万2,000円を減額し、2億7,513万7,000円、町道上別2号線道路改良舗装工事などに伴う入札減でございます。

8款教育費1,803万9,000円を減額し、4億3,690万6,000円。

1項教育総務費424万円を減額し、6,675万9,000円。これにつきましては、英語指導助手に要する経費294万1,000円の減額でございますが、新型コロナウイルスの影響により来日が遅れたことによるものでございます。また、教育コンピューターに要する経費129万9,000円の減額は、事業費確定によるものでございます。

2項小学校費288万円を減額し、1億200万4,000円。小学校2校のLED改修工事に伴う入札減や学校特別支援員の事業費確定によるものでございます。

3項中学校費147万2,000円を減額し、2,415万6,000円。就学援助費の事業費確定によるものでございます。

4項幼稚園費305万6,000円を減額し、4,129万9,000円。春松幼稚園LED改修工事に伴う入札減でございます。

5項社会教育費181万2,000円を減額し、2,879万5,000円。社会教育活動に要する経費で、社会教育団体派遣費や知床いぶき樽保存会助成金などの事業費確定による減額となります。

6項保健体育費457万9,000円を減額し、1億7,389万3,000円。体育館の光熱水費の事業費確定で200万円の減額、また、給食センターの食材購入や調理員報酬の事業費確定により197万4,000円の減額、さらに給食センター蒸気ボイラー更新など、補修工事の入札減で60万5,000円の減額となります。

9款1項公債費847万4,000円を減額し、5億224万7,000円。この内訳につきましては、元金が借入額の減額や借入利率の確定により747万5,000円の減額となります。利子は、一時借入金の利子額の確定により99万9,000円の減額となります。

歳出合計1億8,322万1,000円を減額し、56億4,339万1,000円となるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、7件の事業の変更がございます。いずれも事業費確定に伴う限度額のみの変更となっております。

1件目は、防災行政無線デジタル化整備事業債は3億4,030万円から3億1,090万円へ変更。2件目、じん芥収集車更新事業債1,950万円から1,730万円へ変更。3件目、漁港改修局改事業債730万円から680万円へ変更。4件目、町道整備事業債5,300万円から5,160万円へ変更。5件目、小学校LED改修事業債3,310万円から2,750万円へ変更。6件目、幼稚園LED改修事業債620万円から370万円へ変更。7件目、給食センター備品更新事業債860万円から670万円に変更となります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

以上でございますが、事項別明細書を別添資料として配付させていただいておりますの

で、後ほどお目通し願います。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

報告第2号は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第5 報告第2号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

◎日程第6 報告第3号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 報告第3号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 9ページをお願いいたします。

報告第3号専決処分した事件の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

10ページをお願いします。

専決処分書、令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。なお、専決処分年月日は令和4年3月31日でございます。

11ページをお願いします。

令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和3年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,927万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,507万5,000円とする。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

12ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款道支出金2,755万円を減額し、5億9,852万8,000円。

1項道補助金2,755万円を減額し、5億9,852万7,000円。令和3年度の保険給付費の確定による保険給付費等交付金の減額及び新型コロナウイルス感染症の影響により特定健診受診者数が減少したことによる特定健康診査等負担金の減額補正でございます。

続きまして、5款繰入金172万8,000円を減額し、7,092万9,000円。

2項基金繰入金172万8,000円を減額し、2,116万3,000円。先ほど御説明いたしました新型コロナウイルス感染症の影響により特定健診受診者数が減少したことによる減額に伴う財源調整でございます。

歳入合計2,927万8,000円を減額し、9億7,507万5,000円とするものがございます。

13ページをお願いします。

2款保険給付費2,732万2,000円を減額し、4億6,736万2,000円。

1項療養諸費2,167万5,000円を減額し、4億322万9,000円。被保険者の減少及び新型コロナウイルス感染症による受診控え等により、療養給付費の支出が当初の見込みより減少したことによるものがございます。

2項高額療養費312万7,000円を減額し、6,197万5,000円。当初の見込みより高額療養費の支出が抑制されたことによるものがございます。

4項出産育児諸費252万円を減額し、168万3,000円。被保険者数の減少により出産数についても減少し、出産育児一時金の支出が当初の見込みより減少したことによるものがございます。

6款保健事業費195万6,000円を減額し、1,320万円。

2項特定健康診査等事業費195万6,000円を減額し、200万6,000円。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言及び津波注意報発令に伴い総合健診を中止したことにより年間の受診者が減少したための減額でございます。

歳出合計2,927万8,000円を減額し、9億7,507万5,000円とするものがございます。

なお、本補正予算につきましては、去る5月11日開催の令和4年第2回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを御報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料43ページから50ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

報告第3号は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第6 報告第3号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

◎日程第7 報告第4号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 報告第4号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 議案の14ページをお願いいたします。

報告第4号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

15ページをお願いいたします。

専決処分書、令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。専決処分年月日につきましては、令和4年3月31日でございます。

16ページをお願いいたします。

令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

令和3年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,311万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,079万8,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

17ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款1項介護保険料794万2,000円を減額し、8,093万4,000円。

3款国庫支出金804万円を減額し、1億771万8,000円。

1項国庫負担金591万2,000円を減額し、7,422万2,000円。

2項国庫補助金212万8,000円を減額し、3,349万6,000円。

4款1項支払基金交付金893万5,000円を減額し、1億763万8,000円。

5款道支出金416万1,000円を減額し、5,907万5,000円。

1項道負担金386万4,000円を減額し、5,194万5,000円。

2項道補助金29万7,000円を減額し、713万円。

7款繰入金403万6,000円を減額し、9,320万5,000円。

1項他会計繰入金403万6,000円を減額し、7,752万2,000円。内容といたしましては、令和3年度介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の額の確定に伴う国及び道、町の繰入金のルール分の減額でございます。

歳入合計3,311万4,000円を減額し、4億5,079万8,000円とするものでございます。

18ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款保険給付費3,073万4,000円を減額し、3億8,757万7,000円。

1項介護サービス等諸費2,280万3,000円を減額し、3億4,342万2,000円。

2項介護予防サービス等諸費291万8,000円を減額し、890万8,000円。

3項高額介護サービス等費164万7,000円を減額し、1,119万3,000円。

5項特定入所者介護サービス等費336万6,000円を減額し、2,255万4,000円。

3款地域支援事業費238万円を減額し、3,462万1,000円。

1項総合事業費238万円を減額し、1,033万5,000円。内容といたしましては、いずれも令和3年度介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の額の確定に伴う減額でございます。

歳出合計3,311万4,000円を減額し、4億5,079万8,000円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料51ページから60ページにかけまして掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、報告第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

報告第4号は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第7 報告第4号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

◎日程第8 報告第5号 専決処分した事件の承認について

○議長(佐藤 晶君) 日程第8 報告第5号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長(洲崎久代君) 19ページをお願いします。

報告第5号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

20ページをお願いします。

専決処分書、令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。なお、専決処分年月日は、令和4年3月31日でございます。

21ページをお願いします。

令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和3年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ330万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,245万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

22ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 3 3 0 万円を減額し、5, 2 6 9 万 8, 0 0 0 円。後期高齢者医療保険料の決算を見込んだところ予算額を下回ったための減額でございます。

歳入合計 3 3 0 万円を減額し、7, 2 4 5 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

2 3 ページをお願いします。

歳出です。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 3 3 0 万円を減額し、7, 0 3 9 万 3, 0 0 0 円。歳入でも御説明いたしました、後期高齢者医療保険料の決算を見込んだところ予算額を下回ったため、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

歳出合計 3 3 0 万円を減額し、7, 2 4 5 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料 6 1 ページから 6 6 ページまでに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第 5 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

報告第 5 号は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第 8 報告第 5 号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

◎日程第 9 報告第 6 号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 9 報告第 6 号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案の 2 4 ページをお開き願います。

報告第 6 号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

2 5 ページをお開き願います。

専決処分書、令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。専決処分年月日につきましては、令和4年3月31日でございます。

26ページをお願いいたします。

令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算。

補正の内容といたしましては、令和3年度支払予定消費税が確定し、翌年度への振り替えを行うに当たり予算不足を生じたため、予算流用を行うものでございます。

第1条は総則でございます。

令和3年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的支出の補正でございます。

令和3年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用に増減はなく、1億9,251万円。

第1項営業費用から287万5,000円減額し、1億6,636万9,000円。流用財源として、営業外費用へ充当するものでございます。

第2項営業外費用に287万5,000円増額し、2,564万1,000円。令和3年度支払予定消費税が確定し、翌年度へ振り替えを行うに当たり予算不足を生じたため、営業費用から充当するものでございます。

なお、別冊資料67ページから68ページに補正予算実施計画を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

報告第6号は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第9 報告第6号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

◎日程第10 議案第34号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任
につき同意を求めることについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第34号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の52ページでございます。

議案第34号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

このたび羅臼町固定資産評価審査委員会委員の任期を迎えることから、現在、委員を務めていただいております横岩信子氏を引き続きお願いしたいと考えております。

横岩信子氏の住所につきましては、目梨郡羅臼町船見町105番地6。生年月日、昭和23年3月4日生まれの74歳であります。任期につきましては、令和4年6月22日から令和7年6月21日まででございます。

横岩氏におかれましては、羅臼町役場退職後、羅臼町商工会事務局長をされており、平成25年より羅臼町固定資産評価審査委員会委員を長きにわたり務めていただいております。横岩氏は人格、経験、識見ともに適任でありますので、議員の皆様満堂の同意を賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第34号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎日程第11 議案第35号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任
につき同意を求めることについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第35号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の53ページでございます。

議案第35号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

このたび羅臼町固定資産評価審査委員会委員の任期を迎えることから、現在、委員を務めていただいております嶋勝彦氏を引き続き選任したいと考えております。

嶋勝彦氏の住所につきましては、目梨郡羅臼町本町35番地。生年月日、昭和26年10月27日生まれの70歳であります。任期につきましては、令和4年6月22日から令和7年6月21日まででございます。

嶋氏におかれましては、羅臼町役場退職後、羅臼町社会福祉協議会事務局長をされておりました。平成28年より現在まで、羅臼町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。

嶋氏は人格、経験、識見ともに適任でありますので、議員皆様の満堂の同意を賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第35号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第35号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎日程第12 議案第36号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任
につき同意を求めることについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第36号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 54ページをお開き願います。

議案第36号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

このたび羅臼町固定資産評価審査委員会委員の任期を迎えることから、現在、委員を務めていただいております白濱修治氏を引き続き選任したいと考えております。

白濱修治氏の住所につきましては、目梨郡羅臼町麻布町37番地1。生年月日、昭和28年1月13日生まれの69歳であります。任期につきましては、令和4年6月22日から令和7年6月21日まででございます。

白濱氏におかれましては、羅臼漁業協同組合退職後、平成31年まで羅臼町商工会事務局長をされておりました。平成28年より現在まで、羅臼町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。

白濱氏におかれましても人格、経験、識見ともに適任でありますので、議員皆様の満堂の同意を賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第36号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第36号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

ここで、午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時20分より再開いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 議案第29号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償
条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第29号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の37ページをお願いいたします。

議案第29号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

38ページをお願いいたします。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

改正理由でございますが、令和3年の人事院勧告において、国家公務員の期末手当支給月数が引き下げられたことにより、この後上程いたします議案第30号職員の給与条例の改正と同様に、期末手当支給率の引き下げを行うものであります。

初めに、令和3年人事院勧告の概要について御説明をさせていただきたいと思いますが、人事院勧告につきましては、職員給与に係るものであり、本来であれば議案第30号の職員給与条例の改正において御説明を申し上げるところでございますが、議員報酬条例も同様の改正を行うものであることから、説明の都合上、本条例改正の中で御説明をさせていただきますので、特段の御配慮をお願いいたします。

それでは、お手元に配付の参考資料1ページ、資料1、令和3年人事院勧告による給与条例改正の概要をお開き願います。

令和3年の人事院勧告につきましては、給与条例関係といたしまして、民間給与との比較、給与の改定内容と考え方の2点につきまして、令和3年8月10日に勧告がございました。

この人事院勧告による給与条例改正の概要につきましては、給与条例に係る改正関係分のみを抜粋した資料となります。

まず、1点目の民間給与との比較であります。人事院では、月例給として、国家公務員と民間の4月分の給与額とを比較、ボーナスでは、直近1年間に支払われた民間の支給実績と公務の年間支給月数とを比較し、勧告が行われており、令和3年におきましては、記載のとおり、月例給では、民間給与との格差がマイナス19円、ボーナスでは、民間の支給割合が4.32月に対し公務員4.45月となっております。

2点目は、給与改定の内容と考え方についてであります。

まず、(1)の月例給につきましては、民間給与との格差がマイナス19円、0.00%と極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わないものであります。

次に、(2)のボーナスにつきましては、民間支給割合との比較により、0.13月分上回っていたことから、民間との支給割合と均衡を図るため、公務員のボーナスを0.15月分引下げ、現行の4.45月分から4.30月分とし、民間の支給状況等を踏まえ、この引下げ分は期末手当の支給月数に反映するものであります。

ただし、次の表のとおり、昨年12月の期末手当支給時まで、人事院勧告に基づく国家公務員の給与法改定が行われず、本年4月6日に当該給与法の改定が可決、成立したことにより、令和4年度以降の期末手当は、まず、本則の改正により、6月期及び12月期の率が均等に配分されるよう、それぞれ0.075月分を引下げ、1.20月分として、表の下に※がありますが、そちらの二つ目に記載しておりますとおり、附則の特例措置として、昨年引下げを行わなかった0.15月分を本年6月期分の期末手当支給額から調整額として減じることとしております。

参考までに、昨年12月に引下げを実施していた場合の表も記載させていただきましたので、後ほど御確認をお願いいたします。

実施時期につきましては、条例公布の日とされております。

令和3年の人事院勧告に伴う給与関係分に係る説明は、以上でございます。

続いて、改正の内容について御説明をさせていただきますので、議案の38ページにお戻りください。

今回の条例改正については、この人事院勧告に伴い、議会議員の期末手当年間支給率を100分の15引下げするため、6月期分、12月期分をそれぞれ100分の7.5引下げ、それぞれの支給率を100分の140とするものであります。

なお、既に昨年度の6月分及び12月分が改定前の率により支給済みであることから、附則で、令和4年6月に支給する期末手当に限り、支給率を改正後の「100分の140」とあるものを「100分の125」とする特例を定めるものであります。

改正条文であります。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の147.5」を「100分140」に改める。

附則として、第1項は施行期日です。この条例は、公布の日から施行する。

第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例です。改正後の羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例第5条第2項の規定の適用については、令和4年6月に支給する期末手当に限り、同条同項中「100分の140」とあるのは「100分の125」とするものであります。

なお、参考資料の2ページ、資料2に改正条例の新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

また、今回の改正による影響額につきましては44万1,000円となっております。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第29号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第29号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第30号 職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第14 議案第30号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(本見泰敬君) 議案の39ページをお願いいたします。

議案第30号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

40ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

改正理由でございますが、議案第29号議員報酬条例で御説明申し上げましたとおり、令和3年の人事院勧告において、国家公務員の期末手当支給月数が引き下げられたことにより改正するものでありますが、今回の改正は、本来であれば昨年12月の期末手当支給前に改正するものでありましたが、国家公務員の給与法改正が見送られたため、本年6月の期末手当支給前である本臨時会において改正をするものでございます。

改正の内容については、期末手当の年間支給率を100分の15引き下げするため、6月期分、12月期分をそれぞれ100分の7.5引下げ、それぞれの支給率を100分の120とし、併せた再任用職員においても同様の改正をするものでございます。

なお、既に昨年度6月分及び12月分が改正前の率により支給済みのことから、附則において、昨年度引下げを行わなかった0.15月分を本年6月期分の期末手当支給額から調整額として減じる特例措置を定めるものであります。

改正条文であります。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分120」に改める。

第20条第3項中「100分の130」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附則として、第1項は施行期日です。この条例は、公布の日から施行する。

第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置です。令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の職員の給与に関する条例第20条第2項、同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。職員の給与に関する条例（以下、この項においては「給与条例」という。）第20条第4項から第6項まで（職員の育児休業等に関する条例）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。もしくは、第24条第1項から第3項まで、第5項もしくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下、この項において「基準額」という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下、この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下、この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは期末手当は支給しない。

第1号、再任用以外の職員、127.5分の15。

第2号、再任用職員、72.5分の10。

第3項は委任規定です。前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものであります。

なお、参考資料の3ページ、資料3に改正条例の新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

また、今回の改正による影響額につきましては、全会計分を合わせまして、期末手当は1,059万2,000円、共済費は186万4,000円、合計で1,245万6,000円となっております。

また、今回の引下げにつきましては、職員組合にも御理解をいただいていることを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第30号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり

り決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第30号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第25号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 議案第25号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の27ページをお願いいたします。

議案第25号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,048万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

28ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

10款1項地方交付税1,261万2,000円を減額し、21億2,738万8,000円につきましては、歳出の財源調整として地方交付税に求めるものでございます。

18款繰入金1項基金繰入金1,300万円を追加し、5億4,623万1,000円。町営住宅等長寿化事業の緑町団地建設工事の入札におきまして、不落となったことで再積算したところ、予算額不足となることから、その財源として公共施設整備基金繰入金に求めるものでございます。

歳入合計38万8,000円を追加し、52億7,048万4,000円となるものでございます。

29ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項議会費44万1,000円を減額し、3,527万5,000円。先ほどの日程第13 議案第29号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定に伴いまして、職員手当を減額するものでございます。

2款総務費1,300万円を追加し、17億559万4,000円。

1項総務管理費1,300万円を追加し、14億5,673万6,000円。先ほどの歳入で御説明したとおり、本年2月28日に実施しました緑町団地建設工事の入札におきまして、不落となったことで再積算したところ予算額が不足となることから追加をお願いするものでございます。

3款民生費24万円を減額し、5億309万1,000円。

1項社会福祉費24万円を減額し、4億1,221万2,000円。国民健康保険事業特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金の減額でございます。

4款衛生費21万4,000円を減額し、7億8,803万1,000円。

1項保健衛生費21万4,000円を減額し、3億1,945万8,000円。水道事業会計繰出金の減額でございます。

10款1項職員費1,171万7,000円を減額し、8億3,360万1,000円。

3款民生費から10款職員費につきましては、先ほどの日程第14 議案第30号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に伴う減額でございます。

歳出合計38万8,000円を追加し、52億7,048万4,000円となるものでございます。

なお、この後、補正予算の詳細につきましては、担当課長から事項別明細書により御説明させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 説明の都合上、歳出から申し上げますので、お手元に配付の別冊資料73ページをお開き願います。

1款1項1目議会費から44万1,000円の減額であります。議会議員に要する経費で、令和3年の人事院勧告に伴い、先ほど可決いただきました議会議員報酬条例の一部改正により、議会議員の期末手当引下げをするものでございます。6月期の支給率を100分の7.5及び特例による100分の15の合計100分の22.5引下げとなることから、3節職員手当等の議員期末手当から44万1,000円を減額するものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 続きまして、2款総務費1項総務管理費10目財産管理費に1,300万円の増額補正であります。

内容につきましては、町営住宅に要する経費におきまして、町営住宅緑町団地Bの1号棟建設工事の一般競争入札が不落に終わり、木材や木材資材関連資材などが大きく変動していることから、市場を踏まえた最新の単価とするため、見積りにより積算単価を策定することとし、入札執行日も年度が変わることから、最新単価に入れ替え、再積算を行った

ところ、予算額に不足が生じることとなったため、14節工事請負費、町営住宅長寿命化工事に1,300万円の増額をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 同じく73ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費7目特別会計繰出金、特別会計繰出金に要する経費、27節繰出金で24万円の減額でございます。

内容につきましては、2件ございまして、1件目は、国民健康保険事業特別会計繰出金で14万1,000円の減額。2件目は、介護保険事業特別会計繰出金で9万9,000円の減額でございます。いずれも令和3年度人事院勧告に伴う給与法改定による期末手当引下げの減額分でございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長岡紀文君） 同じく73ページから76ページにかけて、4款衛生費1項保健衛生費4目特別会計繰出金、27節繰出金、水道事業会計繰出金から21万4,000円の減額です。

内容は、令和3年人事院勧告に伴う期末手当の減額でございます。

なお、詳細については、水道事業会計補正予算説明時に行いますので、御了承願います。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 75ページをお願いいたします。

10款1項職員費1目職員給与費から1,171万7,000円の減額でございます。給与費で、令和3年の人事院勧告に伴い、先ほど可決いただきました職員給与条例の一部改正により、職員の期末手当の率が、本則で0.075、特例で0.15月分引き下げすることにより、3節職員手当等の特別職各種手当から47万1,000円、一般職各種手当から949万3,000円、4節共済費から175万3,000円の合計1,171万7,000円を減額するものでございます。

なお、77ページから81ページに給与費明細を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 引き続き歳入を御説明いたしますので、71ページにお戻り願います。

10款1項地方交付税から1,261万2,000円の減額で、歳出の財源調整として地方交付税に求めるものであります。

18款繰入金1項1目基金繰入金に1,300万円の追加で、町営住宅等長寿命化事業の緑町団地Bの1号棟建設工事の入札不落到に伴い、再入札を実施するため、再積算により工事費に追加が生じたことから、その財源として、公共施設整備基金繰入金を追加するものであります。

以上、歳入歳出それぞれ38万8,000円の追加補正をお願いするものであります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第25号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第25号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第26号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業
特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第16 議案第26号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の30ページをお願いします。

議案第26号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,600万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

31ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款道支出金2万7,000円を減額し、6億783万9,000円。

1項道補助金2万7,000円を減額し、6億783万8,000円。令和3年人事院勧告に伴う給与費、職員給与費の改定により、令和3年度期末手当引下げ分の保険給付費等交付金の減額補正を行うものでございます。

続きまして、5款繰入金から14万1,000円を減額し、6,441万8,000円。

1項他会計繰入金14万1,000円を減額し、5,044万7,000円。

内容としましては、先ほど御説明いたしました職員給与費改定の調整として、一般会計からの繰入金の減額分でございます。

歳入合計16万8,000円を減額し、9億8,600万6,000円とするものでございます。

32ページをお願いいたします。

歳出でございます。

5款保健事業費3万5,000円を減額し、1,611万2,000円。

1項保健事業費3万5,000円を減額し、1,216万7,000円。

内容としましては、歳入でも御説明いたしましたが、令和3年人事院勧告に伴う職員給与費改定のため、令和3年度期末手当引下げ分の減額補正を行うものでございます。

続きまして、8款1項職員費13万3,000円を減額し、1,783万8,000円。先ほどと同様に、人事院勧告による期末手当調整分の減額補正でございます。

以上、歳出合計16万8,000円を減額し、9億8,600万6,000円とするものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る5月11日開催の令和4年第2回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを御報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料82ページから91ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第26号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第26号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第27号 令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第17 議案第27号令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 議案の33ページをお願いいたします。

議案第27号令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,169万6,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

34ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

7款繰入金9万9,000円を減額し、9,387万5,000円。

1項他会計繰入金9万9,000円を減額し、8,270万7,000円。

内容といたしましては、令和3年度人事院勧告に伴う給与法改定により期末手当引下げ分の歳入の減額でございます。

歳入合計9万9,000円を減額し、4億7,169万6,000円となるものでございます。

35ページをお願いいたします。

歳出でございます。

6款1項職員費に9万9,000円を減額し、1,410万2,000円。

内容といたしましては、先ほどと同様に、給与法改定による期末手当引下げに伴う歳出の減額でございます。

歳出合計9万9,000円を減額し、4億7,169万6,000円となるものでござい

ます。

なお、事項別明細書につきましては、別冊資料の92ページから99ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第27号令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第17 議案第27号令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第28号 令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第18 議案第28号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案の36ページをお開き願います。

議案第28号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算でございます。

補正内容につきましては、職員給与に関する条例の一部改正に伴う期末手当率の引下げ改定による減額補正でございます。

第1条は総則でございます。

令和4年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

令和4年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益から21万4,000円減額し、2億304万1,000円。

第2項営業外収益から21万4,000円減額し、5,892万円。期末手当率の引下げに伴い歳入を減額するものであります。

支出でございます。

第1款水道事業費用から21万4,000円減額し、2億304万1,000円。

第1項営業費用から21万4,000円減額し、1億7,388万5,000円。期末手当率引下げに伴い、職員手当及び法定福利費を減額するものであります。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。令和4年度水道事業会計予算第6条に定めた経費の金額を次のように定める。職員給与費から21万4,000円減額し、1,562万7,000円。

なお、別冊資料100ページから101ページに、補正予算実施計画を掲載しておりますので、後ほどお目通しお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第28号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第18 議案第28号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第19 議案第31号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定
について

○議長（佐藤 晶君） 日程第19 議案第31号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務担当課長。

○税務担当課長（飯島 東君） 議案の41ページをお願いします。

議案第31号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

42ページをお願いします。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例。

この改正につきましては、本年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律に伴う改正となります。

令和4年度、地方税制改正におきましては、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税の税負担の調整、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の延長等の税制上の措置を講ずることとしており、羅臼町町税条例につきましても次のとおり所要の改正を行うものでございます。

なお、本改正条例におきましては、2条立てとして、第1条において、改正の基本となります条項等の改正を規定し、第2条においては、令和3年条例第9号の改正条例に規定した個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する適用条文の改正を反映するものでございます。

改正条例につきましては、議案の42ページから47ページに掲載しておりますが、改定の内容につきまして、お手元に別冊として配付しております参考資料の羅臼町町税条例等の一部改正する条例制定説明資料により、主な改正内容と適用関係について御説明させていただきますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

参考資料5ページの資料4をお開き願います。

1の第1条関係の改正内容でございますが、1番は、納税証明書の交付手数料について規定する条例第18条の4第1項の改正でございます。証明書交付の際に、DV被害者等の住所が含まれている場合は、当該住所に代わる事項を記載しなければならないと規定されており、令和6年4月1日から施行するものでございます。

次に、2番は、所得割の課税標準について規定する条例第33条第4項及び第6項の改正でございます。総合課税または分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用することにより、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させるための措置であり、令和6年1月1日から施行されるものでございます。

次に、3番は、寄附金税額控除について規定する条例第34条の7第1項第1号ホの改正でございます。期間を定めて該当となっております特定の民法法人に対する寄附金を、経過措置終了のため、令和4年4月1日より制度から除外するものでございます。

次に、4番は、配当割額または株式等譲渡所得割の控除について規定する条例第34条の9第1項及び第2項の改正でございます。さきに説明いたしました2番と同様、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させるために講じる措置であり、令和6年1月1日から施行されるものでございます。

6 ページに参りまして、5 番は、町民税の申告について規定する条例 36 条の 2 第 1 項及び第 2 項の改正でございまして、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備のための改正で、令和 6 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

次に、6 番は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について規定する条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の改正でございまして、申告書の記載事項に退職手当等を有する一定の配偶者の氏名を追加する改正で、令和 5 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

次に、7 番は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について規定する条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正でございまして、申告書に一定の配偶者及び年齢が 16 歳を超える扶養親族を有する者についての提出義務を追加するとともに、記載事項に配偶者の氏名を追加することによる項ずれの修正を行うもので、令和 5 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

次に、8 番は、法人の町民税の申告納付について規定する条例第 48 条第 9 項及び第 15 項の改正でございまして、法律の改正に伴う項ずれの修正であり、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、9 番は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料について規定する条例第 73 条の 2 第 1 項に係る改正でございまして、台帳に記載されている事項を閲覧することにより、人命や身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、一定の措置を講じた上で閲覧に供することを明確化させる改正で、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

また、台帳の閲覧の際に、DV 被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、当該住所に代わる事項を記載しなければならないと規定されることとしており、この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

7 ページに参りまして、10 番は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料について規定する条例第 73 条の 3 第 1 項に係る改正でございまして、さきに説明いたしました 9 番の固定資産課税台帳の閲覧の手数料と同じ内容の改正でございまして。

次に、11 番は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について規定する条例附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の改正でございまして、所得税において住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者について、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内において、個人住民税額から控除する措置を講じるもので、令和 5 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

次に、12 番は、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合、いわゆるわがまち特例について規定する条例附則第 10 条の 2 の改正でございまして、法律改正に伴う項ずれの反映及び特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の新設で、令和 4 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

8 ページに参りまして、13 番は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定する条例附則第10条の3第8項及び第10項の改正でございまして、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等で対象となる住宅を、平成20年1月1日以前から所在する住宅から平成26年4月1日以前から所在する住宅に拡充するとともに、工事費要件を50万円超から60万円超に引き上げる改正で、令和4年4月1日から施行するものでございます。

次に、14 番は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例について規定する条例附則第12条第1項の改正でございまして、固定資産税の負担調整措置について、商業地等において税額が増加する土地について、本来評価額の5%分の増額となるところを、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、評価額の2.5%分の増額とする特別な措置を講じる改正で、令和4年4月1日から施行するものでございます。

次に、15 番は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例について規定する条例附則第16条の3第2項の改正でございまして、さきに説明いたしました2番、4番と同様、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させるために講じる措置であり、また、それに伴い、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件を所得税と一致させる整備で、令和6年1月1日から施行されるものでございます。

次に、16 番は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について規定する条例附則第17条の2第3項の改正でございまして、改正地方税法の引用条項削除に伴う規定の整備で、令和5年1月1日から施行するものでございます。

9 ページに参りまして、17 番は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について規定する条例附則第20条の2第4項の改正でございまして、申告方式の選択に係る規定の整備で、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る所得の課税方式を所得税と一致させる措置で、令和6年1月1日から施行するものでございます。

次に、18 番の条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について規定する条例附則第20条の3第4項及び第6項の改正でございまして、申告方式の選択に係る規定の整備で、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る所得の課税方式を所得税と一致させるために講じる措置で、令和6年1月1日から施行するものでございます。

次に、19 番は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例について規定する条例附則第24条第1項の改正でございまして、次に説明いたします条例附則第25条を削除することに伴う文言の修正で、令和5年1月1日から施行するものでございます。

次に、20 番は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例

について規定する条例附則第25条第1項及び第2項の改正でございまして、住宅借入金等特別税額控除の控除期間を延長する規定が整備されたため削除されるもので、令和5年1月1日から施行するものでございます。

10ページに参りまして、2の第2条関係でございまして。

1番、2番共に、令和3年条例第9号の改正でございまして。本改正規定は、法律改正に伴う文言の整備で、1番については令和5年1月1日から、2番については令和6年1月1日から施行するものでございます。

附則として、第1条は、施行期日でございまして、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するのでございます。

なお、ただし書規定として、前段の説明において各条項の改正ごとに施行年月日を申し上げましたが、その内容につきまして、1号から3号までに規定するものでございます。

10ページから11ページにかけまして、附則第2条は、納税証明書に関する経過措置でございまして、改正後の羅臼町町税条例第18条の4第1項の規定は、前条第3号に掲げる令和6年4月1日から適用することと定めたものでございます。

次に、附則第3条は、町民税に関する経過措置でございまして、第1項は、給与所得者の扶養親族等申告書について、改正後の羅臼町町税条例第36条の3の2第1項の規定は、前条1号に掲げる令和5年1月1日から適用することとし、施行日前に行われる申告書の提出については、なお、従前の例によると定めたものでございます。

第2項は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、改正後の羅臼町町税条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる令和5年1月1日から適用することとし、施行日前に行われる申告書の提出については、なお、従前の例によると定めたものでございます。

第3項は、附則第1条第2号に掲げる規定による、改正後の羅臼町町税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお、従前によると定めものでございます。

次に、附則第4条は、固定資産税に関する経過措置でございまして、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税につきましては、なお、従前の例によると定めたものでございます。

第2項は、新条例の固定資産税に関する部分の規定中、改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設または設備については、なお、従前の例によると定めたものでございます。

第3項は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料について、改正後の羅臼町町税条例第73条の2第1項の適用時期について規定するものでございます。

第4項は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の手数料について、改正後

の羅臼町町税条例第73条の3第1項の適用時期について規定するものでございます。

なお、12ページ以降に、資料5で新旧対照表を添付いたしましたので、後ほどお目通しを願います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第31号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第19 議案第31号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第32号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第20 議案第32号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の48ページをお願いします。

議案第32号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

49ページをお願いいたします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正の内容でございますが、説明の都合上、別冊参考資料30ページ、資料6にて御説明いたしますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

改正理由でございますが、2点ございます。1点目は、令和4年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等分の賦課限度額が引き上げられることになったため、2点目は、令和3年度の国保運営方針の見直しに伴い、加入者負担の公平化を目的とした保険料水準の統一を目指すことが明記され、当町における保険税

率を北海道が示す標準保険料率を基に算定を行うため、保険税率の改正を行うものでございます。

2、保険税率改正案を御覧ください。

保険税は、その使用目的により、加入者の医療費を賄う医療費分、後期高齢者医療を支援するための後期高齢者医療支援金等分、40歳以上64歳未満の加入者が介護保険サービスの一部を負担するための介護納付金分に分かれており、それぞれの必要総額に応じて所得割、均等割、平等割で算出された合計が、その世帯の国民健康保険税として課税されます。

改正案ですが、表の下段、網かけ部分、合計では、所得割率で0.62%、均等割で1,800円、平等割で600円の増額となっております。

表右側、賦課限度額、医療費分を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等分を19万円から20万円に引き上げております。介護納付金分につきましては変更がなく、合計で99万円から102万円となっております。

31ページをお願いします。

改正条文でございます。

まず、区分1、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の定めでございます。

第3条第1項の所得割額の率を「100分の7.16」から「100分7.68」に変更しております。

第4条は、被保険者均等割額で「2万3,200円」から「2万4,800円」に変更しております。

第5条は、世帯別平等割額で、特定世帯以外の額を「2万4,500円」から「2万5,200円」へ、特定世帯については「1万2,250円」から「1万2,600円」へ、特定継続世帯については「1万8,375円」を「1万8,900円」へ、それぞれ変更しております。

区分2、後期高齢者支援金課税額の定めについてでございます。

第6条の後期高齢者支援金課税額に係る所得割額ですが、「100分の2.61」を「100分の2.66」に変更しております。

第7条第1項で、被保険者均等割額を「8,700円」を「8,800円」に変更しております。

2項では、世帯別平等割を特定世帯以外の額を「9,100円」を「8,900円」に、特定世帯については「4,550円」を「4,450円」に、特定継続世帯については「6,825円」を「6,675円」に、それぞれ変更しております。

区分3、介護納付金課税額の定めについてでございます。

第8条の介護納付金課税額に係る所得割額ですが「100分の1.94」を「100分の1.99」へ変更しております。

第9条で、被保険者均等割額を「8,900円」を「9,000円」に変更しております。

す。

第9条の2では、世帯別平等割を「6,900円」を「7,000円」に変更しております。

32ページをお願いします。

区分4からは、第23条関係で、国民健康保険税の減額についてでございます。

第23条第1項第1号は、7割軽減として減額する額についてで、基礎課税額の均等割額を「1万6,240円」から「1万7,360円」に、平等割額の特定世帯等以外の世帯については「1万7,150円」を「1万7,640円」に、特定世帯については「8,575円」を「8,820円」に、特定継続世帯については「1万2,863円」を「1万3,230円」に変更するものでございます。

後期高齢者支援金等課税額の均等割額につきましては「6,090円」を「6,160円」に、平等割額の特定世帯等以外につきましては「6,370円」を「6,230円」に、特定世帯については「3,185円」を「3,115円」に、特定継続世帯については「4,778円」を「4,673円」に変更するものでございます。

また、介護納付金課税額の均等割額は「6,230円」を「6,300円」に、平等割額については「4,830円」を「4,900円」に変更するものでございます。

区分5、同条同項第2号は、5割軽減として減額する額についてで、基礎課税額の均等割額を「1万1,600円」から「1万2,400円」に、平等割額の特定世帯等以外の世帯については「1万2,250円」を「1万2,600円」に、特定世帯については「6,125円」を「6,300円」に、特定継続世帯については「9,188円」を「9,450円」に変更するものでございます。

後期高齢者支援金等課税額の均等割額については「4,350円」を「4,400円」に、平等割額の特定世帯等以外については「4,550円」を「4,450円」に、特定世帯については「2,275円」を「2,225円」に、特定継続世帯については「3,413円」を「3,338円」に変更するものでございます。

また、介護納付金課税額の均等割額は「4,450円」を「4,500円」に、平等割額については「3,450円」を「3,500円」に変更するものでございます。

33ページをお願いします。

区分6、同条同項第3号は、2割軽減として減額する額についてで、基礎課税額の均等割額を「4,640円」から「4,960円」に、平等割額の特定世帯等以外の世帯については「4,900円」を「5,040円」に、特定世帯については「2,450円」を「2,520円」に、特定継続世帯については「3,675円」を「3,780円」に変更するものでございます。

後期高齢者支援金等課税額の均等割額については「1,740円」を「1,760円」に、平等割額の特定世帯等以外については「1,820円」を「1,780円」に、特定世帯については「910円」を「890円」に、特定継続世帯については「1,365円」

を「1,335円」に変更するものでございます。

また、介護納付金課税額の均等割額は「1,780円」を「1,800円」に、平等割額については「1,380円」を「1,400円」に変更するものでございます。

区分7、同条第2項第1号は、未就学児の基礎課税額の被保険者均等割額の減額で、未就学の子供1人につき、7割軽減世帯では「3,480円」を「3,720円」に、5割軽減世帯では「5,800円」を「6,200円」に、2割軽減世帯では「9,280円」を「9,920円」に、それ以外の世帯では「1万1,600円」を「1万2,400円」に、それぞれ改正するものでございます。

区分8、同条同項第2号は、未就学児の後期高齢者支援金等課税額で、被保険者均等割額の減額で、未就学の子供1人につき、7割軽減世帯では「1,305円」から「1,320円」に、5割軽減世帯では「2,175円」を「2,200円」に、2割軽減世帯では「3,480円」から「3,520円」に、それ以外の世帯では「4,350円」を「4,400円」に、それぞれ改正するものでございます。

34ページをお願いします。

附則として、第1項で、施行期日を公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

第2項の適用区分として、この条例による改正後の羅臼町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税は、なお、従前の例によると定めております。

35ページをお願いいたします。

本税率改正の影響につきまして御説明いたします。

なお、試算は、今年度の概算の課税所得で計算しておりますことを御了承願います。

表の上段左①は、40歳から64歳の1人世帯、所得43万円以下の7割軽減世帯の想定で、年額800円の増額となっております。

同じく上段右②は、65歳以上の1人世帯で、所得58万円、5割軽減世帯では、年額1,500円の増額となっております。

表の中段③は、所得250万円の39歳以下2人世帯で、年額1万5,600円の増額。④所得400万円、40歳以上2人世帯で、年額2万6,300円の増額。

表の下段⑤所得400万円で、39歳以下の夫婦と子供2人、4人の一般的な子育て家庭では、年額2万5,900円の増額。⑥の所得800万円で、3世代同居の40歳以上の方4名、子供2名の6人世帯で、賦課限度額の税額となっております。

増額の主な要因といたしましては、全道の国保加入者の平均的な所得に比べ、羅臼町の所得の平均が高いこと、また、医療費が低い保険者に交付される北海道からの補助金の割合が統一保険料を目指すため、段階的に引き下げられていくことによるものでございます。

参考までに、1世帯当たりの被保険者数の構成割合及び所得階層ごとの世帯構成割合を

載せております。

なお、今年度課税所得は昨年度に比べ、被保険者数は120名程度減少しておりますが、所得は昨年度並みとなっていることから、被保険者1人当たりの所得も若干上がる見込みです。今後、国保加入者の人数及び世帯数、加入者の所得状況の確定後、課税計算を行うこととしておりますことを御了承願います。

以上でございますが、続きます36ページには、課税限度額の見直しについての資料、37ページからの資料7に、本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

なお、本条例改正につきましては、去る5月11日開催の令和4年第2回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第32号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第20 議案第32号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第33号 財産の取得について

○議長（佐藤 晶君） 日程第21 議案第33号財産の取得について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（長岡紀文君） 議案の51ページをお開き願います。

議案第33号財産の取得について。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、所得物件、じん芥収集車。
- 2、取得の目的、一般廃棄物収集運搬業務のため。
- 3、所得価格、1,782万円。

4、取得の相手方、釧路市鳥取大通6丁目8番11号。UDトラックス道東株式会社釧路支店、支店長、岩田敏典でございます。

なお、取得する財産に関する資料は、別冊参考資料45ページから46ページにかけて、資料8、令和4年度じん芥収集車購入仕様書及び姿図を掲載しておりますので、後ほど御参照くださいますようお願い申し上げます。

また、納入期限につきましては、受注生産となることから、令和5年3月10日までとしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第33号財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第21 議案第33号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第3回羅臼町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員